

## 賜姓ソグド人李準の生涯

—「李準墓誌」(貞元十年(七九四)) 考察—

福島 恵

## はじめに

中央アジアソグデイアナを故郷とするソグド人は、シルクロード交易で活躍したことで知られるが、彼らの活動は交易にとどまらず、歴代の中華王朝や遊牧国家で、政治顧問・国家使節・武人としても大きな影響力を持った。特に北朝から唐代の中国における彼らの活動は、墓誌を中心とする石刻史料の分析によってより具体的になってきた。「森部二〇一〇・石見二〇一六など」。

漢籍史料中からソグド人を探す際に重要な指標の一つとなるのは、中国地域で活動したソグド人が名乗った安・康・米など出身オアシスに由来するとされるいわゆる「ソグド姓」である。ただし、唐の後半期には皇帝から国姓の李を賜与され、ソグド姓を名乗らなくなったソグド人(賜姓ソグド人)の存在が確認できる。ソグド人は、その後ユーラシアの諸民族の間に埋もれて消滅していくこととなったが、この賜姓ソグド人の動向は、彼らが消えていく過程を知

る上でも重要な問題であることから、筆者はかねてから注目してきた「福島二〇一八A」。

その賜姓ソグド人のうち李元諒(もとは安元光・駱元光<sup>1</sup>)は、唐徳宗期の主力武将の一人で、唐と吐蕃による平涼の盟(七八七年)で唐の正使である渾瑊を吐蕃の急襲から救った功績から姓名を賜った人物であり、彼については墓誌・顕彰碑が残るだけでなく、新旧両唐書にも立伝されている<sup>2</sup>。本稿で扱うのはその李元諒の次男である李準の墓誌(以下「李準墓誌」)である。筆者は、李元諒についての調査を進める中で、二〇一六年夏に中国のインターネット上で「李元諒墓誌」の拓本と共に今回扱う「李準墓誌」とその墓誌蓋の拓本が西安市の業者によって販売されているのを発見し、入手することができた<sup>3</sup>。管見の限りでは「李準墓誌」とその墓誌蓋の拓本・録文はこれまで墓誌集成本や論文などに公開された形跡はなく、論考でも言及されておらず<sup>4</sup>、「李準墓誌」に在来典籍史料や李元諒に関する石刻史料を補う記載があることも指摘されていない

い。そこで、本稿は「李準墓誌」及びその墓誌蓋の拓本写真を公開し、その真偽を議論した上で、録文・現代語訳を提示して本史料を紹介すると共に、考察を加えて徳宗期のソグド人の活動の一端を明らかにするものである。

## 一、李準墓誌<sup>5)</sup>

### (一) 墓誌の形状とその真偽

今回入手した「李準墓誌」の拓本は、文字面のみで側面部分はなく、そのサイズは縦横七四cmである。字体は楷書で、全三九行である。文字を記す基準となる罫線・緯線は所々あるようにも見えるが、行ごとに文字数は異なっていて、一行に最大四一字が記されている。また、共に発見されたとみられる墓誌蓋はおそらく覆斗型であり、本拓本はその上部の文字面と傾斜部分で、側面部分はない。文字面には題字が篆書で記され、その周囲に花紋が線刻される。傾斜部分にもはつきりしないが雲紋あるいは唐草紋とみられる線刻がある。拓本のサイズは縦横七七cm、文字面は縦六四cm、横六二cm、傾斜部分は幅六〇七cmである。





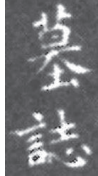



「李準墓誌」およびその墓誌蓋の真偽（真作から写し取られた拓本か）について、今回共に購入した「李元諒墓誌」の拓本とあわせて考えたい。まず、拓本から察せられる形状面からみれば、主に次の点から偽作であるとは考えにくい。第一に、筆者が入手した「李元諒墓誌」の拓本は『隋唐五代墓誌彙編』陝西四「五六頁」に掲載されている「李元諒墓誌」の拓本写真と同形状の傷が同位置にあることである。第二に、「李元諒墓誌」と「李準墓誌」（2行目）から、

これらの墓誌を書いたのは共に李元諒の長子の李平であることが分かるが、『隋唐五代墓誌彙編』版と筆者が購入した「李元諒墓誌」と「李準墓誌」、さらに参考として同じ年代のソグド人「石崇俊墓誌」（書者不明）の共通する文字とを比較すると、前者の三つの字形はほぼ同じであり同一人物が書いたように見えることである（「文字の比較表」参照）。

なお、上述のようにこれらの拓本は、二〇一六年夏に中国のインターネットサイトで西安市の業者によって売り出されていたものであるが、この販売業者によれば、「李準墓誌」および墓誌蓋の拓本は、「李元諒墓誌」の拓本と一緒に地元政府（出土地・所蔵地から見ておそらく潼関県政府か）から十年ほど前に購入したという。「李元諒墓誌」と「李準墓誌」<sup>6)</sup>（33行目）に記される埋葬地は共に「華陰県潼（潼）郷原之新塋」であり、「李準墓誌」<sup>7)</sup>（33・39行目）には李準を李元諒墓に「侍葬」する（近くに葬る）としていることから、これらの墓は近距離にあつたとみられ、販売業者がこの二つの墓誌の拓本を同時に入手したという経緯は信憑性が高く、これらの拓本の信頼度を高める情報である。

さらに、後述するように、朱泚の乱や平涼の盟などについて、史書や碑文から判明する歴史的動向や李元諒の動きとも矛盾点がなく、むしろ新たな情報を提供している。以上の点から、本「李準墓誌」は、偽作ではないと判断した。

【文字の比較表】

『隋唐五代墓誌彙編』 「李元諒墓誌」	福島所蔵 「李元諒墓誌」	福島所蔵 「李準墓誌」	参考：京大人文研所蔵 「石崇俊墓誌」(797年)
 4行3文字目	 4行3文字目	 3行9文字目	 17行8文字目
 2行15・16文字目	 2行15・16文字目	 1行19・20文字目	 1行9・10文字目

「石崇俊墓誌」は、京都大学人文科学研究所で公開されている拓本を利用した。

([http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/db-machine/imgsrv/takuhon/type\\_a/html/tou1433a.html](http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/db-machine/imgsrv/takuhon/type_a/html/tou1433a.html))

李準墓誌蓋拓本



李準墓誌拓本

唐故朝議郎行太子通事舍人賜緋魚袋李君墓誌銘并序

元平撰文并書

君諱準字季若則本姓安氏其先黃帝軒轅氏之胤軒轅帝孫曰安封于安其國曰安息遂為氏焉自西漢以遂或居河右故為涼州姓人也昔皇朝左武衛翊衛中郎將贈代郡都督諱延行義守謙道全洛著進而和心位不充材烈祖皇朝易州遂城府折衝贈幽州大都督諱定多澤泗本枝慶流來某河墮擾亂因過劍門與土材賢卑瞻履彩和仁匪德積德有徵暉輝輝榮華不絕烈左皇朝華州刺史開鎮國軍隴右兩道節度使唐營田觀察處置臨洮軍使開府儀同三司檢校尚書左僕射華州刺史御史大夫武彞都李贈司空諱璋璋特達河岳英靈經百戰以安君推一書而奉國事與時並名與功偕丹青有耀竹帛無點不然者焉得昨上命氏公間擁旄綏績休養不汜於千載矣君防之外孫也生而瓌美有岐嶷之姿幼而聰穎專純孝之性長而沈毅聖賢大之懷天降禍殃疊嬰其其雖在縲絏而容色矍然日夜哀啼乳哺揮涕親奇數倍念深深院長痛乎不達僕射恩偏靈視增悲乃訪宿儒擬衣乞學公聞詩禮之訓出觀相之儀年十五鄉舉孝廉為鄉貢其之後以年齒尚幼故不赴京師退而研精自強不息明年冬賦臣朱泚潛挂克謀僕射抱憤憤之師義行天伐每經險阻常侍晨昏克躬自強無請官閣念君馳往慶賀奉表南行冒炎蒸赫曦之辰登已梁濟絕之銘懸車束馬書花程累日之間至行在巧對敷敷奏披省表章上以宗社冠復獻款良久循環顧命務敦重疊庶事詳明特加優許即日授同州參軍賜以金帛衣服恩之際詔令先赴上都俯聽諭言至皆宣諭來歡膝下拜省增榮然後乃垂天旋六龍雲降君臣交泰遐迩欣歌李懷光竊據蒲同尚勞師律復命僕射躬往討除君每被堅執戈餘勇可翼推鋒破敵所向無前遂堅最表紫勳飲至乃右曹參軍賜緋魚袋銀器正帛金幣等物天庖賜拜執不崇之曰者蕃寇請盟至那撤警登壇將獻虜以合圖日擊原昏人多亂讓君却曲悲歎單車獨駝安戈穿之鋒出虜狼之窟越川谷之隘觀父母之邦既至驅泣拜伏若已每生僕射撫背悲酸有如天至聖上知其馳揚白對器之效太子通事舍人仍加賜眷成謂艱險備矣七塞已矣而平除高麗器質石漆必當騎千里以當驍青雲而一舉君臣意夫春秋鼎盛歲歲所嬰少歷寒溫九流披靡皇止以僕射庸冠古惜君行武過人

中使御營視其兩腋并則膝一百段元藥物之資莫不能得手舞足蹈仿徨匍匐嗚咽涕泣僕射捨父子天惟誠是言醫術既究膏肓日甚以貞元八年五月廿六日終於長安宣陽里之私第享年廿四嗚呼哀哉君孝若曾參行如顏子勇厲垂路藝等無求回者允兼而年壽不永祿位不崇悲夫君上聞其殯喪傷歎久之乃賜綸一百段以給喪事君親長隔臣子永銘恩及幽冥感深寤旁僕射遠承凶訃言發動絕哀過常情痛深追見兄弟昔從天倫之中缺悲手足之先須報孤彼當行

君乃為先遠權厝從宜歲未葬朝頃儀表國喪稜梁君兄日平弟日等泣血絕漿焚於城性下遵遷柩靈筭叶從以十年十月廿八日侍葬於華陰縣備柳原之

飛榮丹旆遙途靈輜前導痛哉君也也偏侍左右其嫂也余亦如之存亡若斯觀者咸歎

夫人河南屈突氏故絳州別駕郎之次女也蘭蕙有芳先君有勇入日翁子天資敏悟年尚幼中饋

經執喪不資人教鸞輓輿同穴幽燧長高人士已空山河未改撫存悲往灑淚何言刊石勒銘以垂家

其詞曰 英英發背辭齊魯宗洪波清派靈粹新鍾乃夢能羅冥生君子謝問其儔芳雖難於射

苞拜者學綜六經風姿傑傑出器早成銀印印有輝絲衣增慶伯仲應行赫華相映膺茲尊社宜其遐年

包拜者學綜六經風姿傑傑出器早成銀印印有輝絲衣增慶伯仲應行赫華相映膺茲尊社宜其遐年

## (一) 録文

《墓誌蓋》唐故太子通事舍人李公墓誌

《墓誌》

1 唐故朝議郎、行太子通事舍人、賜緋魚袋李君墓誌銘并序。

兄平撰文并書。

- 2
- 3 君、諱準、字玄則、本姓安氏。其先黃帝軒轅氏之胤。軒轅帝孫曰安、封于安号、其國曰安息、遂為氏焉。自西漢以還、或居河右、故為涼州姑臧人也。曾祖 皇朝左武衛翊府中郎將、贈代州都督諱延。行義守謙、道全名着、進而知止、位不充材。烈祖 皇朝易州遂城府折衝、贈幽州大都督諱塞多。澤潤本枝、慶流來葉、河隍擾亂、因適薊門、燕土材賢、畢瞻風彩。弘仁匪倦、積德有徵、曄曄輝輝、榮華不絕。烈考 皇朝華州潼關、鎮國軍隴右兩道節度支度營田觀察處置、臨洮軍等使、開府儀同三司、檢校尚書左僕射兼華州刺史、御史大夫、武康郡王、贈司空諱元諒。珪璋特達、河岳英靈、經百戰以安 君、推一心而奉 國。事與時並、名與功偕、丹青有輝、竹帛無點。不然者焉得、胙土命氏、分闔擁旄、茂績休聲、不泯於千載矣。君即僕射之次子、故雲麾將軍、守右武衛大將軍兼隴右副節度、襲左賢王、贈代州都督、河南阿史那公義方之外孫也。生而瓌美、有岐嶷之姿、幼而聰明、稟純孝之性。長而沈毅、濫寬大之懷。天降禍殃、豐嬰所恃。雖在纏襦、而容色瞿然、日夜哀啼、乳哺類鮮。六親奇歎、保念弥深、既長號天、痛乎不逮。僕射愍其 偏露、撫視增悲、乃訪宿儒、摳衣就學、入聞詩禮之 訓、出觀俎豆之儀。年十五、郡舉孝廉、為鄉貢。14 之俊、以年齒尚幼、故不趣京師、退而研精、而強不息。明年冬、賊臣朱泚、潛搆兇謀。僕射、愍華之師、冀行天伐、每經險阻、常侍 晨昏、克弥拔氣、再清 宮闕。令君馳往、慶賀奉表。南行冒炎暑、赫曦之辰、登巴梁峭絕之路、懸車束馬、晝夜兼程、累日之間、至 行在所。對敷敷奏、披省表章。17 上以 宗社尅復、獻欵良久、循環顧問、嘉歎重疊。庶事詳明、特加優獎、即日授同州叅軍、賜以金帛衣服。謝 恩之際、詔令先赴上都。俯聽 綸言、至皆 宣諭。承歡 膝下、拜省增榮。19 然後 萬乘天旋、六龍雲降。君臣交泰、遐迩欣欣。李懷光、竊據蒲同、尚勞師律。復命 僕射、躬往討除。君每被堅執戈、餘勇可賈、摧鋒破敵、所向無前。逆豎梟夷、榮勳飲至。加右衛兵曹叅軍、賜緋魚袋及銀器疋帛金帶等物。 天庭服拜、孰不榮之。日者蕃寇請盟、 王師撤警、登壇將歆、虜以合圍、日翳

- 22 塵昏。人各亂潰。君部曲悉散。單車獨馳。突戈矛之鋒。出虎狼之口。越川谷之隘。歸父母之邦。既至號泣拜  
 23 伏。若已再生。 僕射撫背。悲酸有如天至。 聖上知其驍勇。召對器之。改太子通事舍人。仍加  
 24 錫賚。咸謂艱險備矣。屯蹇已矣。而年踰弱冠。器質弘深。必當騁千里。以高驥。望青雲而一舉。豈意夫  
 25 春秋鼎盛。疾疢所嬰。涉歷寒温。沈痾枕席。 皇上以 僕射勲庸冠古。惜君材武過人。  
 26 亟令 中使御醫視其所寢。并賜絹一百段。充藥物之資。身不能興。手舞足蹈。仿徨匍匐。嗚咽涕流。  
 27 僕射荷 天澤。曲垂王事。有限。聞君之未廖也。積憂成疾。或矯云有痊也。常膳載加。心如懸旆。寤  
 28 寐不捨。父子天性誠哉。是言醫術既究。膏肓日甚。以貞元八年五月廿六日。終於長安宣陽里之私第。享年  
 29 廿四。嗚呼哀哉。君孝若曾參。行如顏子。勇齊季路。藝等冉求。四者克兼。而年壽不永。祿位不崇。悲夫。  
 30 主上聞其殞喪。傷歎久之。乃賜絹一百段。以給喪事。 君親長隔。臣子永辭。 恩及幽冥。感深窀穸。  
 31 僕射遠承凶訃。言發。慟絕。哀過常情。痛深遐想。兄弟等泣天倫之中。缺悲手足之先凋。貌尔遺孤。彼蒼何  
 32 虐。乃占先遠。 權厝從宜。歲未再周。 僕射薨背。 朝傾儀表。 國喪棟梁。君兄曰平。弟曰  
 33 莘。泣血絕漿。幾於滅性。卜遵 遷祔。龜筮叶從。以十年十一月一日。 侍葬於華陰縣僮鄉原之  
 34 新塋。丹旒首途。靈輜前 導。痛哉。君生也。偏侍 左右。其歿也。今亦如之。存亡若斯。觀者咸歎。  
 35 夫人。河南屈突氏。故絳州別駕。郾之次女也。蘭蕙有芳。先君而夭。有男一人。曰翁子。天資敏悟。年尚幼冲。纒  
 36 經執喪。不資人教。於戲。雙棺同穴。幽隧長扃。人廿已空。山河未改。撫存悲往。灑淚何言。刊石勒銘。以旌家範。  
 37 其詞曰。 英英令冑。鬱鬱華宗。洪波清派。靈粹斯鍾。乃夢熊羆。寔生君子。淑問莫儔。芳猷難比。射  
 38 兼五善。學綜六經。風姿傑出。才器早成。銀印有輝。綵衣增 慶。伯仲鷹行。棣華相映。膺茲厚祉。宜享遐年。  
 39 忽。辭昭代。詎隔幽泉。敬姜之墓。言耐言旋。 侍葬哀榮。人誰不傳。

## (三) 現代語訳

唐の故朝議郎（正六品上・文散官）、行太子通事舍人（正七品下・行は高位の者が低い官職を兼ねること）、賜緋魚袋・李君の墓誌銘及び序文。兄の平撰文及び書。

君<sup>7</sup>の諱は準、字は支則という。もとの姓は安氏である。その先祖は黄帝軒轅氏の胤である。軒轅帝の孫は安といい、安に冊封されて、その国を安息と言ったので、ついに氏としたのである。前漢以来いつも河西に住み、そのため涼州姑臧（現在の甘肅省武威）の人となった。曾祖父は唐の左武衛翊府中郎將（正四品下）、贈代州都督（正三品）・代州は現在の山西省忻州代県）で諱は延である。正義を堅持して謙虚であり、道を全うして名を知られ、昇進した官に満足していたが、位はその才能にふさわしいものではなかった。祖父は唐の易州遂城府折衝（中府であれば従四品上・易州は現在の河北省保定易県）、贈幽州大都督（従二品）・幽州は現在の北京）で諱は塞多である。恩恵が一族を潤し、幸いが後代にも伝えられたが、黄河・湟（隴）水の地域が混乱したので、（一族は）薊門（現在の天津市薊州）に移った。その燕の地域の賢者は、みな（塞多の）立ち居振る舞いを尊んで仰ぎ見て、（塞多は）その地に仁を広めては飽きることがなく、徳を積んでは成果があり、さらさらと輝いて、その栄華は絶えることがなかった。父は唐の華州潼關鎮国軍・隴右兩道節度支度管田觀察使（使職）・華州は現在の陝西省華陰、潼關は現在の陝西省潼關、隴右節度使・臨洮軍は鄯州（現在の青海省西寧市楽都）に設置）、開府儀同三司（従一品・文散官）、在の青海省西寧市楽都）に設置）、開府儀同三司（従一品・文散官）、檢校尚書左僕射（従二品）兼華州刺史（正四品上）、御史大夫（従

三品）、武康郡王（従一品・爵官）、贈司空（正一品）で諱は元諒である。その人柄は玉のように気高く優れ、資質は河岳のように突出し、多くの戦いを経て君主に安寧をもたらし、一心に国に仕えた。業績は時機を得たもので、名声は功績にふさわしく、絵画に輝かしく描かれ、史書に汚点は無い。そうでなければどうして土地を封ぜられて軍隊を率いる身分となることができようか。この立派な業績や素晴らしい名声は千年たっても減びることはない。

李準は僕射（以下、李元諒）の次子であり、故雲鷹將軍（従三品、武散官）、守右武衛大將軍（正三品）兼隴右節度副使（使職）、襲左賢王<sup>10</sup>、贈代州都督で河南の阿史那義方の外孫である。（李準は）生まれながらに大変美しく、優れて賢明な様子であった。幼いながらも聡明で、心のこもった孝行を行う性質を受け継いでいた。成長すれば意志が固く落ち着いていて、寛大な度量を蓄えていた。天が災いを降し、頼るべき母が病で死んでしまった。（その時、李準は）背負い帯や産着のままの幼児であったが、憂いの表情で日夜哀しんで泣き、乳や食べ物をもほとんど口せず孝行した。一族は非常に嘆き哀しみ、悲しみの思いを持ち続けてますます深く悲しみ、すでに長期に天に訴えていたが、その悲しみは晴れるものではなかった。李元諒は、李準が片親であることを哀れみ、増幅する悲しみを見守った。そこで（李準は）博学な儒者を訪れ、前襟を引き立てて身なりを整え就学し、屋内では『詩経』や三礼（儀礼・周礼・礼記）の教えを受け、外出しては儀礼の方法を学んだ。（李準は）十五歳で郡に孝廉に推挙され、郷貢となるほど優れた能力があったが、年齢がまだ低かったため、京師に行かず、郷里に戻って学問研究に専

念し、努め勵んで休息することがなかった。

翌年の冬、賊臣の朱泚はひそかに謀反を引き起こした。李元諒は潼華（潼関・華州）の軍を束ねて、つつしんで天子（徳宗）の討伐を実行し、困難な状況の時には、（李準は李元諒に）常に近侍した。

（李元諒の軍は）悪い気を広く取り除くことができ、再び宮城に平穩をもたらした。（そこで）李準を急ぎ行かせて、祝賀し上奏させた。

（李準は）南行して夏の燃え盛るような暑さをものともせず、巴梁陝西西南部から四川にかけての地域）の険しく及びえ立った道を登った。その道は大変険阻で、昼夜倍の速さで道を急ぎ、数日で行在所（当時は梁州・現在の陝西省漢中）に至った。（李準は徳宗の）面前で上奏文をひらいて読み上げた。皇帝は宗社（唐）が勝つて失地（長安）を回復したことで、とても長くすすり泣き、諮問を繰り返し、何度も褒め称えた。もろもろの詳細が明らかにされ、（徳宗は李準に）特別に手厚い褒美を加え、その日のうちに同州参軍（正九品上・同州は現在の陝西省渭南市大荔）を授けて、金品・衣服を下賜した。謝恩の時、（皇帝は）詔を發して（李準を）先に都（長安）に行かせた。（李準は）天子の言葉を低頭して聞き、その詔令をすべて知らせた。（李準は）父李元諒に喜ばれて、ますます名声を得た。

その後、強国の天子（徳宗）の力が天下に及び、六龍が雲を動かす雨を施すように天子の徳が行き渡った。君臣がよく通じ、近くでも遠くでも喜びに溢れた。李懷光が密かに蒲州（現在の山西省運城市永濟）・同州を占拠し、また軍紀を煩わした。李元諒はまた命を受けて、自ら出向いて討伐した。李準は堅い鎧を身にまとい、鋭い武器を手にとるたびに、売っても余るほど豊富な勇気で、敵の戦意

をくじいて破り、向う所に行く手を阻むものはいなかった。悪者は首を晒されて、宗廟に戦いの功績を報告した。右衛兵曹参軍（正八品下）を加えられ、緋魚袋とあわせて銀器・疋帛・金帯等の物を下賜された。宮廷から恩賞を受けることを、誰が榮譽としないだろうか。

間もなく蕃寇（吐蕃）が盟を請うたので、唐軍は警備を解き、まさに血を飲んで盟約しようとしたが、虜（吐蕃）は周りを取り囲み、日が陰り塵で暗くなった。人はみな混乱して崩れ、李準の軍はすべて分散し、（李準は）車一台で疾走した。戈や矛の刃に触れながらも、貪欲な悪者のもとから脱出し、川谷の要害を越え、故郷に帰った。激しく泣き叫び拜伏し終えて、再び生きる力が戻るようであった。その背を撫でる李元諒の悲しみは生来の（抑えられない）ものであるかのようだった。徳宗はその強く勇ましいことを知り、召して様子を聞きこれを評価して、太子通事舍人に改めて、さらに下賜品を加えた。みな謂う「困難があった。悪い状況は打開できた」と。

こうして、（李準は）年も二〇を超え、生まれつきの器量も広く深く、必ず千里もの遠い道を馳せて行き高位に就き、高官となつて一気に物事をなし遂げるはずであった。なのにどうして想像できただろうか、人生の盛んな時期に、こじれた病気にかかり、さまざま薬を試したけれども、治癒せず病床に臥してしまったことを。徳宗は、李元諒の功績が前人より大きく、また李準の才能・武勇が人より優れていることを惜しんだために、速やかに宮中から御医（殿中省尚薬局の侍御医か）に李準の病床を診察させた。また、絹一百段を賜わり、薬の費用に当てた。身体を起こすことができず、喜び



を示そうとしたがよろめき倒れて、涙を流してむせび泣いた。李元諒は天子の恩恵を身に受けていて、その任命された仕事のために制約があった（李準の病床に付き添うことができなかった）。（李元諒は李準の）病が未だに癒えないと聞くと、心配が積もって病になり、あるいは偽って治癒したと言うと、食事が進んだ。心は風にひるがえる旗のように動揺して定まらず、寝ても覚めても安まることはなかった。父子の生まれついた性質は誠実であったが、医術の施しようがなく、病状は日々重くなった。貞元八年（七九二）五月二十六日に長安宣陽里の私第で亡くなった。享年二四。なんと悲しいことだろうか。

李準の孝行は曾參、德行は顔子のように、勇ましきは季路と、才知は冉求と同等である。これら四者をよく兼ねたが、しかし寿命は長くなく、俸禄や官位は高くなかった。悲しいことである。徳宗は（李準の）死を聞いて、長く悲嘆し、そこで絹一百段を下賜して葬礼に充てさせた。君主（徳宗）と親（李元諒）と長く隔てられて、臣下であり子である李準は永遠にこの世を離れた。（徳宗と李元諒の）恩はあの世にも及び、悲しみは墓穴よりも深いものであった。李元諒は遠方（おそらく当時の赴任先の良原・現在の甘肅省靈台県梁原）でその訃報を聞き、ようやく言葉を発せば悲しみのあまり気絶した。哀しむ様は常軌を逸していて、痛みは想像を絶するものであった。兄弟はみな兄弟の一人が欠けてしまったことを泣き、手足が落ちたように悲しんだ。幼い息子が残されるとは、かの蒼天はなんと酷いことをするのだろうか。そこで、葬る日を占い、しばらく飯に棺を安置するという卜に従った。年が二度回らないうちに、李

元諒が亡くなった。唐朝にとってはその規則が傾くほど（の衝撃）であり、棟梁を失ったのである。李準の兄の平、弟の莘は目から血が出るほど悲しんで飲み物すら飲まず、命を落とすほど悲しんだ。そうして、占いに従って棺を移して陪葬することにし、龜筮が合致した。貞元十年（七九四）十一月一日に華陰県潼（潼）郷原の新たな墓のそばに葬った。故人の名前と官職を記した旗が出発し、棺を乗せた車を先導する。痛ましいことだ。李準は生きていた時も父の傍に侍り、そして死して今もお存命中のように傍にいます。生前も死後もこのようであって、見る者はみな嘆き哀しんだ。

夫人は河南屈突氏で故の絳州別駕（從四品下）絳州は現在の山西省運城）である郟の次女である。夫人は蘭蕙の芳しい香りのような人物だったが、李準に先だって夭折してしまった。男子が一人あり、翁子という。生まれつき聡明で、年はまだ幼いが喪服で葬儀を取り仕切り、人の教えには頼る必要はなかった。ああ、二つの棺は同じ墓穴に入り、墓道は長く閉ざされた。故人は二〇歳にしてすでにこの世を去り、その短い年月では山河に変化はない。悲しい死をいつくしんで、涙をぬぐって何を言おうか。石を彫り銘文を刻み、それによって一族の教えを示す。その詞は以下の通りである。

美しく優れた血筋、樹木の茂るように盛んな一族。大波は清らかに分かれて、純粹な気はここに集まった。すなわち熊羆の夢（男子が生まれる吉兆）を見て、ここに李準を生んだ。そのよい評判は類似無く、よい德行は比べ難いものである。弓射では五善（古来の射礼で求められる五要素）を兼ね備え、学問は六経（儒家の『詩経』・『書経』など經典六種、あるいは貴族の子弟が学ぶべき礼・楽など

六科目か)に精通していた。その姿や様子は傑出しており、才能と器量は早くから大人びていた。その銀印は輝き、装飾された衣服は喜びを重ねた。(李準の)同父母の兄弟は鷹のように勢いが盛んで、一つの夢に群がって咲く常棣の華のように互いに照らし合っていた。ここに厚い幸いを受け、当然長寿に与るはずであった。当代に別れを告げることもなく、どうしてあの世と隔てられてしまったのか。敬姜(母か?)の墓を、ここに合葬しここに遷す。父の墓に侍葬されるという名声をいつたい誰が伝えないことがあるだろうか。

#### (四) 墓誌文の構成と墓主の生涯

以上より、本墓誌の構成は、誌題(1行目)、撰者・書者(2行目)、誌序(3〜36行目)、詞(37〜39行目)となる。誌序は、(一)発辭(4行目「也」まで)、(二)先祖の記述(9行目「矣」まで)、(三)墓主の事績(24行目「矣」まで)、(四)墓主の死去(29行目「嗚呼哀哉」まで)、(五)皇帝からの賜与・親族の悲哀・父の李元諒の死と葬儀、から成る。墓主の李準は貞元八年(七九二)に二四歳で没しているので(28〜29行目)、大暦四年(七六九)に生まれたことになる。安史の乱の終結(七六三年)の後、代宗から徳宗の前半期までを生きた人物であった。

### 二、考察

#### (一) 李元諒の事績

「李準墓誌」には15行目「常侍晨昏」や34行目「君生也、偏侍左右」

とあって、李準は、父李元諒に付き従う生涯であった。そこで、「李準墓誌」について考察する前に、その父の李元諒の事績について簡単に触れておきたい<sup>13)</sup>。

李元諒は、もとは安元光という姓名であったが、幼い時に宦官駱奉先の養子となつて駱姓となり、その後潼関(華州・鎮国軍)で武人として頭角を現した。建中二年(七八一)には河北三鎮を中核とする反乱が起こり、それに連動して建中四年(七八三)には朱泚の乱、興元元年(七八四)には李懷光の乱が立て続けに起きるが、李元諒はその鎮庄で功績をあげ、さらに、貞元三年(七八七)の唐と吐蕃との平涼における会盟の際には唐側の使臣である渾瑊の窮地を救つた功績によつて、姓名を賜つて李元諒となった。その後、隴右地域の防衛の要である良原に新たな任務を得た李元諒は、当地を復興・開発し、その地で貞元九年(七九三)十一月十五日に六七歳(「李元諒墓誌」)あるいは六二歳(『旧唐書』李元諒伝)で生涯を閉じた。彼は、安史の乱以降、社会が動揺する中、一貫して唐朝の武人として活動した人物であった。李準が死去したのは貞元八年(七九二)五月二十六日(「李準墓誌」28行目)であるので、李元諒はそれから約一年半でこの世を去つたことになる。李元諒はその死から約一年後の貞元十年(七九四)十一月二十八日に新たに作られた墓に葬られ、李準は李元諒の墓のそばにその月の初めの十一月一日に先んじて葬られた(「李準墓誌」33行目)。李準は、死後もなお父に近侍したことになる。

## (二) 本貫と河隍擾乱

前述のように李元諒は宦官駱奉先の養子となつたが、それ以前の動向については新旧両唐書の列伝には記されておらず、「李元諒墓誌」・「李元諒頌」から僅かに分かる程度であった。これらの記録によれば、まず李元諒の一族がどこを拠点(本貫)としたかについては、「李元諒墓誌」では「家於涼州」とし、「李元諒頌」には「武威姑臧人」とあつて、涼州武威姑臧であつたことが分かる。涼州武威姑臧は、中央アジアに繋がる中国側の支閼口の都市として栄え、交易の拠点としてソグド人の植民聚落が築かれ、多数のソグド人がここを本貫としたことが知られるが「榮新江一九九九・六八〇七四頁・二〇〇七・二三―二六頁、福島二〇一七・三九〇四〇頁・二〇一八A・六六二―六六四頁」、李元諒の一族も、このソグド人聚落の一員であつたことになる。また、「李元諒墓誌」には李元諒の父塞多が「易州遂城府折衝」に就任してしたこと、そして李元諒が養子になる以前の記述に「少居幽薊、歴職塞垣<sup>14)</sup>」とあつて、幼少期には「幽薊」、つまり幽州・薊州周辺にいて、さらにその地で職を得ていたことが記されているので、おそらく父の世代に一家は涼州から河北へ移住していたとみられる。そしてその移住時期は、李元諒の年齢(墓誌によれば開元十五年(七二七))、『旧唐書』李元諒伝によれば開元二〇年(七三二)生まれ)から考えれば、広く見積もっても開元年間(七一三―七四一年)だと推測できた。

「李準墓誌」はこの点について、一族が前漢から「涼州姑臧」に居住し(3―4行目)、塞多の世代に「河隍擾乱」をきっかけに「薊門」に移動した(6行目)としていて、涼州には代々居住していた

こと、そして一族が移住する契機は「河隍擾乱」であつたことが新たに判明した。「河隍(隍)」とは、黄河と湟水(黄河の支流で、青海の東の山中を源とし、西寧の北郊を通り、蘭州の西方で黄河に流入する)のことで、湟水と湟水が合流する前の黄河に挟まれた地域を指すとみられ、李元諒の一族が拠点とした涼州武威に隣接する地域である。この地は、中国からチベットや青海、そしてその先の中央アジアをも結ぶ、いわば青海シルクロード上に位置し、古来チベット系民族と漢人との係争地となつた場所で、開元年間も唐にとつて対吐蕃の最前線の地となつていた。中宗の景龍四年(七一〇)、吐蕃の求めに応じて唐の金城公主が吐蕃王(チデツクツェン)に嫁したが、それと同行し(吐蕃から厚く賄賂を受け)た楊矩の上表によつて、国境地域にある河西九曲の地が公主湯沐の邑として吐蕃に割譲されて以後、河隍地域では衝突が続発していたのである。しかし、開元十七年(七二九)二月の唐の信安王禕による石堡城奪還以降、吐蕃は和平の道を探つて、開元二十二年(七三三)には赤嶺(現在の青海省湟源県西南日月山)に盟約碑が建立され、その後、数年間は平和が訪れることとなつた(佐藤一九五八・四一七―四六八頁)。「旧唐書」や『冊府元龜』によれば、玄宗がこの石堡城の奪還を信安王禕に命じたのは、当時「吐蕃が石堡城を拠点に河右地域に侵入して混乱させていた(『侵擾河右』<sup>15)</sup>)」からだとするが、この状況は「李準墓誌」の「河隍擾乱」と一致している。この混乱が李氏一族に具体的にどのような影響を与えたのかは定かではないが、「河隍擾乱」とはおそらく開元年間に入つて以降、開元十七年(七二九)の唐の石堡城奪還までの混乱を指すと考えられよう。

ところで、李元諒の一族の移住先である河北地域では、天宝十四年（七五五）に安祿山が安史の乱を起こすことになる。李元諒は安史の乱発生前に駱奉先の養子となつて長安に移つたが、そのまま河北にいた場合は、安史軍に所属した可能性が高かつたとみられる。これまで安史の乱における安史軍中のソグド人勢力の中心は、突厥で騎射などの遊牧文化を備えた「ソグド系突厥」であると考えられてきたが「森部二〇一〇・一一九頁」、李元諒は、交易活動のために築かれた植民聚落を拠点としてきたソグド人であつて、「ソグド系突厥」ではない。この李元諒の一族のように開元年間に代々拠点とした河西の植民聚落から、河北へと移住する動きは他にも見られる。例えば拙稿「福島二〇一六」で扱つた康令暉は、鄴州西平（現在の青海省西寧市楽都県）を代々拠点としたが、上司の張守珪が赤嶺の盟約後すぐに対契丹戦のために隴右から范陽へ転出した際に共に幽州に移つた。張守珪は安祿山を取り立てた人物として知られるので、康令暉は安祿山と同僚だったことになる。康令暉は幽州到着後間もない開元二年（七三四）に病没しているが、もう少し長く生きていれば、安史の乱で安史軍側に含まれていた可能性も十分にあつたことになる。また、福島「二〇一八B・十・十一頁」で扱つたバクトリア人の羅守忠も同様であることをすでに指摘した。これらの事例は、安史軍中には、代々河西の植民聚落を拠点としてきたソグド人やバクトリア人の姿も相当数想定する必要があることを示していると言えよう。

### (三) 朱泚の乱（建中四年（七八三）～興元元年（七八四））

徳宗期は節度使による反乱が各地で続発した時期であつたが「李準墓誌」（14～18行目）には、その中でも朱泚の乱について注目すべき記録がある。

そもそも朱泚の乱は、建中二年（七八二）に成徳節度使の李宝臣が死亡したのをきっかけに徳宗の藩鎮抑圧策への不満から河北を中心に複数の藩鎮が連合して起こつていた反乱から派生したものである。建中四年（七八三）、この河北の反乱鎮圧のために動員された涇原の兵が長安を通過する際、その待遇への不満から、幽州で叛れていた朱滔の兄で、朱滔のために長安に召還されていた朱泚を擁して長安を占拠したのがいわゆる朱泚の乱のはじまりである。これに驚いた徳宗は奉天（現在の陝西省咸陽市乾県）に蒙塵し、興元元年（七八四）二月にはさらに梁州に移動した。<sup>21</sup> 新旧両唐書の列伝や「李元諒墓誌」・「李元諒頌」などからは、この朱泚の乱で李元諒が反乱軍から華州を取り戻したこと、さらに、李晟・尚可孤といった武將たちと共に朱泚を破り、五月戊戌（二八日）<sup>22</sup>に長安奪還の活躍をしたことが知られていた。「李準墓誌」（15～18行目）には、李元諒に同行していた李準が、この長安奪還を猛暑の中、危険な道を昼夜を問わずに通常の倍の速さで数日間<sup>23</sup>で梁州の徳宗に報告しに行ったこと、長安に帰還後は皇帝から軍への詔令を伝える役割を果たしたことが記されている。これまで、徳宗への長安奪還の報告については、李晟の掌書記の于公異が、六月癸卯（四日）に戦勝報告の露布を徳宗に披露し、徳宗は感激の涙を流した<sup>24</sup>こと、そして、これに対して徳宗は、六日（乙巳）に詔吏部侍郎の班宏を宣慰使として

長安に派遣し、十日（己酉）には李晟・李元諒など活躍した諸將を昇進させたことが知られていた。「李準墓誌」を合わせて考えると、李準の徳宗への報告とその詔令の伝達は、おそらくこの于公異や班宏の動きと連動していたとみられ、その役割は、李元諒陣営の代表として李元諒の功績をしつかりと報告し、それに対する正当な評価を得るためであったと考えられる。また、各武將は論功を明らかにするために各自で腹心を派遣して戦勝報告させ、褒賞を得ていたと推測できよう。

なお、「李準墓誌」（19～21行目）は、李懷光の乱（興元元年（七八四）二月～貞元元年（七八五）秋）についても記している。新旧両唐書の本元諒伝などから李元諒は、馬燧・渾瑊などと共に李懷光を討伐しているが、「李準墓誌」（19～20行目）から李準もそれに同伴し、勇敢に戦ったことが分かる。なお、続く「栄勲飲至」（20行目）は、徳宗が一連の反乱が終結した貞元元年（七八五）の冬至に長安の天壇で行った郊祀に李元諒を含む有力武將七人が参列したが、そこにも李準が同伴していたことを示しているとみられる。

#### （四）平涼の盟（貞元三年（七八七年））と賜姓

「李準墓誌」（21～24行目）は、「平涼の盟」について記している。朱泚の乱の際、唐は吐蕃から援軍を得た見返りとして一部領土の割譲を約束したが、朱泚の乱が終結すると唐は背約した。それ以降、吐蕃は唐に攻勢となる一方で、会盟と国境画定を唐に要求した。「李準墓誌」（21行目）の「蕃寇請盟」はこの状態を指している。貞元三年（七八七）五月に平涼（現在の甘肅省平涼）で唐・吐蕃の会盟

が行われることになったが、会盟の場で吐蕃軍が唐の使節を奇襲し、会盟は幻に終わった。それゆえこの会盟は「平涼の偽盟」とも呼ばれる。この時、李元諒（当時は駱元光）は唐側の代表である盟会使の渾瑊の窮地を救う功績をあげた。渾瑊に同行した李元諒はこの会盟の前に、渾瑊が不要とするのも聞かずに、会盟会場から二〇余里の場所に濠を掘り柵を固めて陣を築いて吐蕃の離反に備えており、渾瑊は奇襲を受けた際、単身逃亡して李元諒の陣に逃げ込むことで難を逃れたのである。しかし、副使の崔漢衡を含む使節六〇余名が吐蕃の捕虜となり、その他唐の將兵・人夫など四〇五〇〇余人が殺害され、千余人が掠され、唐の被害は甚大であった。李準はこの時も李元諒に同伴していたが、「李準墓誌」には「君部曲悉散、單車独馳」（22行目）とあるので、李準はおそらく李元諒の陣とは別の場所に構えていたとみられる。また「僕射撫背、悲酸有如天至」（23行目）とあるように、敵の刃に触れながらもやっと帰還した李準の背を撫でて李元諒が嘆き哀しむ様子から、李準はこの時に大きく負傷したとみられる。李元諒はこの時の功績から皇帝の姓である李と名の元諒を賜ったが、一方、李準は以後、鬪病生活を送り、五年後の貞元八年（七九二）に二四歳で死亡することとなった。拙稿「福島二〇一八A・一〇三～一〇八頁」では、唐代の賜姓は、賜姓の経緯によって、A.唐王朝に帰順した時の賜姓・B.武功を立てた時の賜姓・C.王朝内での勢力争いによる賜姓・D.その他の四つに分類されることを指摘した。李元諒の賜姓は、分類Bにあたるが、徳宗が平涼の盟における李準の勇敢な様（おそらく負傷したことも）を知り、李準を召して褒賞を与えたこと（「李準墓誌」23～24行目）、

李準のために医師を派遣し、葉代も賜与していること（『李準墓誌』26行目）から見れば、それだけではなく、その背景には李準の平涼の盟での活躍（や犠牲）があったと推察される。

### （五）婚姻関係

「李準墓誌」は、これまで判明していなかった李氏一族の婚姻関係も伝えている。まず、李準の夫人については「河南屈突氏故絳州別駕鄆之次女也」（35行目）とある。この夫人の父である屈突鄆は、『元和姓纂』巻十、屈突「五一九頁」にその名が見え、唐の中国統一に貢献した凌煙閣二十四功臣にあげられる屈突通から四代目にあたる人物である。姚微元『北朝胡姓考』「一四八―一五〇頁」によれば、この屈突氏はもと昌黎徒河（現在の遼寧省錦州）に住んだ庫莫奚で、一族の記録は、西燕・後燕に仕え、後燕が北魏に討伐された登国十年（三九五）に北魏に帰属した屈（屈突）遵までさかのぼることができる。つまり、李準の夫人は奚の名族出身であったことになる。一方、屈突一族の墓誌などを考察した沈魯「二〇一四・七〇頁」は、唐後期の屈突詮（屈突通の子、屈突鄆の曾祖父）より後代の屈突氏は、武を尊ぶ伝統が消え、科挙でも突出した人物を輩出できずに衰落していったとしている<sup>34</sup>。これに従えば、李準の夫人は屈突氏が衰落する時期の人物であったと言える。ただ、「李準墓誌」によると、屈突鄆の官職は絳州別駕で従四品下であり、五品以上の特権階級であったと言える。汾水下流に位置する絳州は、李氏一族が拠点とした華州と共に長安と太原を結ぶ古くからの幹線ルート上に位置する重要都市で、華州とは黄河を挟んだ

隣接する地域であると言える。典籍史書中からは李氏と屈突氏の接点を見出すことはできなかったが、おそらくこのルートを通じた地域連携の中で、婚姻関係を結ぶに至ったと推測できよう。

また、「李準墓誌」からは李準の母、つまり李元諒の夫人についても新たな情報を得ることができる。「李元諒墓誌」に李元諒の夫人は「河南の阿史那氏」だと記されていたため、「河南」を本貫とした阿史那氏<sup>35</sup>の中でも、彼女がどの系譜に繋がるか分からないものの、少なくともその姓から突厥人であることがこれまでに分かっていた。「李準墓誌」（10―11行目）にはさらに「（李準は）雲鷹將軍・守右武衛大將軍兼隴右副節度襲左賢王、贈代州都督河南阿史那公義方之外孫也」とあることによって、李準の祖父の人物名とその官職が新たに判明した。ただ、残念なことに典籍史料中に阿史那義方の名は確認できない。また、史書中に見える唐代の左賢王は、阿史那忠・阿史那毗伽特勤に限定されているが、この二名と阿史那義方とはそもそも名前や官職も一致しない上、阿史那忠（六一―六七五年生没<sup>36</sup>）は年代が合わず、阿史那毗伽特勤（六八二―七二四年生没<sup>37</sup>）も、その娘が大暦四年（七六九）に李準を出産するのは年齢的に難しいとみられ、現時点ではいずれも同一人物だとするのは無理がある。李元諒の夫人の阿史那氏は、残念ながらやはりどのような突厥人なのかは依然として不明と言わざるを得ない。なお、『旧唐書』巻十三、徳宗下「三七八頁」は、李元諒の死後、彼の配下にあった阿史那叙が元諒の兵を継承して統率したとする<sup>38</sup>。この阿史那叙もここ以外に史書中にその名は見えず、詳細は不明であるが、おそらく李元諒の夫人阿史那氏の関係者（あるいは血縁）

だと推測できる。いずれにせよ李元諒は、突厥勢力と強固な関係にあったことを示している。

「李元諒墓誌」と「李準墓誌」との情報を総合すれば、李元諒の夫人は突厥の阿史那氏、李準の夫人は奚（庫莫奚）の屈突氏でいずれも非漢人であることが分かり、李氏一族が非漢人と意識的に婚姻関係を結んでいたと言えよう。

### おわりに

以上これまで正規の報告がない「李準墓誌」とその墓誌蓋について真偽を議論した上で、拓本・録文を示し、解説して考察を加えた。「李準墓誌」には、唐の有力武将である父李元諒に付き従う李準の姿を通じて、徳宗期の吐蕃との抗争や藩鎮による反乱について、在来史料を補う新たな情報が記されていた。中でも以下の点は、ソグド人の東方活動という点から見て、特に注目すべき点であると思われる。

第一に、李元諒・李準の一族は、代々河西のソグド人の植民聚落を拠点としていたが、開元年間に河北（のちに安史の乱が起こる）に移住した点である。これと似た事例（康令暉・羅守忠）も見られることから、安史軍中には交易のために河西に築かれた植民聚落を代々拠点としていたソグド人・バクトリア人が相当数含まれる可能性があり、今後このような事例が増加すれば、安史軍中のソグド人の構成を改めて検討する必要も出てくる。

第二に、李氏一族は非漢人と意識的に婚姻関係を結んでいた点である。武将である李元諒とその息子の婚姻は、その武力に有益とな

るものであったはずであり、ソグド人である彼らがあえて非漢人それも突厥・奚）と結ぶことには何らかの利点があったとみられる。安史軍は突厥・ソグド系突厥・契丹・奚などを含む多民族部隊であったが「森部豊二〇一〇・八九九―二二頁」、同様に多民族からなる部隊が李元諒の指揮下にあった可能性があらう。

以上に加えて考慮されるべきは、李元諒が駱奉先という宦官の養子であったことである。安史の乱以降、宦官は神策軍を指揮しその軍事力を背景に時には皇帝権力を脅かすほどの大きな権力を持った。このような宦官や突厥・奚などの非漢人と組んだソグド人武将の李元諒を巡る問題については、本稿で判明したことを合わせて稿を改めて論じることにはしたい。

### 参考文献

（史料）

正史・『元和郡県図志』・『通典』・『資治通鑑』・『太平広記』 中華書局、標点本。『国語』上・『礼記』上 明治書院、新釈漢文大系。『冊府元龜』 鳳凰出版社、標点本、二〇〇六年。『元和姓纂』 二〇〇〇年。『鳳凰出版社、標点本、二〇一五年。『天聖令』 天一閣藏明鈔本天聖令校證・附唐令復元研究 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證、中華書局、二〇〇六年。『金石萃編』 王昶、石刻史料新編・第一輯、新文豊出版公司、一九七七年。『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』 北京図書館金石組編、中州古籍出版社、一九八九年。『隋唐五代墓誌彙編』 総編輯委員会編、天津古籍出版社、一九九一年。『唐代墓誌彙編』

『周紹良、上海古籍出版社、一九九二年。

(和文)

石見清裕「一九九二」『阿史那毗伽特勤墓誌』訳試稿』『内陸アジア言語の研究』Ⅷ(訂正再録「開元十二年阿史那毗伽特勤墓誌」)  
『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、一九九八、二二六～二七八頁)

——「二〇一六」『ソグド人墓誌研究』汲古書院

大澤正昭「一九七三」『唐末の藩鎮と中央権力—徳宗・憲宗朝を中心として』『東洋史研究』三三・二、一～二二頁

氣賀澤保規(編)「二〇一七」『新編 唐代墓誌所在総合目録』明治大学東アジア石刻文物研究所

佐藤長「一九五八」『古代チベット史研究』同朋舎(再版一九七七年)

菅沼愛語「二〇一三」『七世紀後半から八世紀の東部ユーラシアの国際情勢とその推移—唐・吐蕃・突厥の外交関係を中心に』漢水社

中田美絵「二〇〇七」『不空の長安仏教界台頭とソグド人』『東洋学報』八九・三、一九三～二二五頁

平岡丈夫(編)「九五四」『唐代研究のしおり 第一 唐代の暦』京都大学人文科学研究所索引編集委員会

福島恵「二〇一六」↓中文

——「二〇一七」『東部ユーラシアのソグド人—ソグド人漢文墓誌の研究—』汲古書院

——「二〇一八A」『唐後半期における賜姓ソグド人—涼州武威

安氏と賜姓—』『東洋史研究』七六・四、一〇一～一四〇頁

——「二〇一八B」『パクトリア人羅姓墓誌の基礎的考察』『内陸アジア史研究』三三・三、一～二五頁

森部豊「二〇一〇」『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史の展開』関西大学出版部

(中文)

沈魯「二〇一四」『北魏至唐的屈突家族—読『屈突通墓誌札記』』鄭州師範教育』三・五、六八～七〇頁

国家文物局編「一九九八」『中国文物地図集』陝西(下)、中国地図出版社

——「二〇一七」『中国文物地図集』甘肅分冊(下)、測繪出版社

福島恵「二〇一六」『絲綢之路青海道上的粟特人—从康令憚墓誌』看鄯州西平康氏一族—』『粟特人在中国—考古發現与出土文献的新印証—』上、羅豊・榮新江編著、寧夏文物考古研究所(日本語版再録)『青海シルクロードのソグド人—康令憚墓誌』に

見る鄯州西平の康氏一族—』福島二〇一七・一九〇～二一九頁)

榮新江「一九九九」『北朝隋唐粟特人之遷徙及其聚落』『国学研究』六(再録)『中古中国与外来文明』生活読書新知三聯書店出版部、

二〇〇一年、三七～一〇頁)

——「二〇〇七」『北朝隋唐粟特人之遷徙及其聚落補考』『欧亜学刊』六(修訂版再録)『中古中国与粟特文明』生活読書新知三聯書店出版部、北京、二〇一三年、二二～四一頁)

書店出版部、北京、二〇一三年、二二～四一頁)



陝西省文物局文物鑑定組潼關県文管会弁公室「一九九八」「李元諒墓誌及其相關問題」「文博」一九九八・二、七六～八一頁  
姚微元「一九六二」「北朝胡姓考」中華書局（二〇〇七年第二版を使用）

## 註

- (1) 李元諒は姓や名が時期によって異なるが、煩雑なるのを避けるため、本稿では基本的に「李元諒」で統一する。
- (2) 李元諒に関する史料は以下のとおりである。
- ①列 伝『旧唐書』巻一四四、李元諒伝「三九一六～三八一八頁」、『新唐書』巻一五六、李元諒伝「四九〇一～四九〇三頁」
- ②顕彰碑…「大唐潼關鎮国軍隴右節度使檢校尚書右僕射兼御史大夫華州刺史武康郡王李公琳功昭德頌」貞元五年（七八九）十月十一日作成。張濛撰、韓秀弼書、李彝篆額。現在は陝西省華県人民政府前に立つ。録文は『金石萃編』巻一〇三、一七一四～一七一八頁に、拓本写真は『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』二八、六三頁にある。以下「李元諒頌」とする。
- ③墓 誌…「李元光及妻阿史那氏墓誌」貞元十年（七九四）十一月二八日作成。杜確撰、李平（元諒の長子）書。一九六七年陝西省潼關県郊管南村にて整地作業中に発見。潼關県文物管理委員会蔵『中国文物地図集』陝西（下）…五八二頁。墓誌の発見の報告と考察として陝西省文物局文物鑑定組潼關県文管会弁公室
- 「一九九八」がある。また、掲載書の情報は、氣質澤「二〇一七：No.七九二六」参照。以下「李元諒墓誌」とする。
- (3) 購入は青木俊介氏に援助していただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。
- (4) 百度百科に李準の項目が立てられており、これは「李準墓誌」を見て入力されたと思われるが、その典拠とされる『唐代墓志彙編』にこの墓誌は掲載されていない。また、中国のブログ ([http://www.360doc.com/content/17/01/04/13/38584937\\_619981484.shtml](http://www.360doc.com/content/17/01/04/13/38584937_619981484.shtml)) に李準墓誌の録文が掲載されているが、典拠は記されていない（共に二〇二一年七月九日確認）。
- (5) 本稿の「李準墓誌」の解釈については、二〇一八年度に早稲田大学大学院文学研究科の石見清裕教授の特論で講読した成果を取り入れている。講読では、1～9行目「矣」、19～24行目「矣」までを福島、9～14行目「不息」までを金子孝太氏、14～18行目終わりまでを田坂浩二氏、24～29行目「哀哉」までを陳蕾氏、29～34行目の終わりまでを張佳斌氏、詞文を含む35行目～終わりまでを平林美理氏が担当した。
- また、本稿で掲載した録文は、極力拓本の字体を忠実に写し、一部異体字は本字に改めた。改行・空格もテキスト通りとし、便宜上、句読点を付けた。文字が判読できない箇所は□と記し、文字の一部が欠けているものを補った文字は□で囲った。
- (6) 『中国文物地図集』陝西（下）「五八二頁」によると、「李元諒墓誌」は、陝西省潼關県文物管理委員会が所蔵しているとする。なお、甘肅省崇信県錦屏鎮梁坡村西北五〇〇mにも甘肅省の文物

保護単位となっている李元諒墓がある『中国文物地图集』甘肃

(下)五六九頁]。「李元諒墓誌」(23~24行目)と『旧唐書』の列伝「三九一八頁」によれば、死亡地は良原(現在の甘肃省崇信)であるとされるので、その甘肃省崇信県に李元諒墓が造営されるのはあり得ることである。しかし「李元諒墓誌」(25~26行目)によれば、李元諒の遺体は長安の開化里の正寝(私第)を經由し、華州に新たに造営した墓に埋葬したという。この墓誌の記事に従えば、甘肃省崇信県の李元諒墓は、李元諒のために造営したが本来埋葬には使用しなかった、あるいは別人の墓などの可能性があるう。

(7) 本墓誌の「君」は「李準」と「君主」の二つの意味で使用されている。李準を指すものは「李準」と訳出する。

(8) 戦国燕の古跡である薊門・薊丘を現在の北京市西北の徳勝門外の地域とする説もあるが、唐代(開元十八年(七三〇))には天津市薊県に薊門が置かれ、そこに薊門があると考えられていたようである。『通典』卷一七八、州郡八古冀州上、漁陽郡「四七二三~四七二四頁」参照。

(9) 『元和郡県図志』卷二、関内道二「三三頁」によれば、華州は開元期に三〇七八七戸であるので中州(二万戸以上)となり、刺史は正四品上である。

(10) 左賢王については、石見「一九九二~二三四~二三五頁」参照。

(11) 『元和郡県図志』卷十二、河東道一「三二九頁」によれば、絳州は開元期に八一九八八戸であるので上州(四万戸以上)とな

り、別駕は従四品下である。

(12) 敬姜は春秋の魯の大夫文伯の母。賢母として知られ、『国語』魯語下「二八六~三〇〇頁」・『礼記』檀弓上「一四〇頁」などにその故事が掲載される。敬姜の墓の所在については、管見の限りでは記載がなく、本墓誌の「敬姜之墓」が具体的に何を指すのかわ不明ながらも、ここでは先に亡くなっている李準の母(李元諒の妻)の墓のことを指すか。

(13) 注(2) 李元諒に関する史料参照。

(14) 「李元諒墓誌」・「李準墓誌」(4~5行目)によると、この他に一族では河北の地名を冠する官へは、李元諒の祖父延が「贈代州都督」、父塞多が「贈幽州大都督」に就任しているが、いずれも贈官であって、李元諒の出世によって遡って贈られたとみられる。

(15) 「塞垣」とは、そもそも長城の意であるが、ここでは、幽州・薊州のような辺境地域を意味しているとみられる。

(16) 薊州は開元十八年(七三〇)に設置(注8参照)。これはこの年の五月に契丹で可突于がクーデタを起こして唐朝に反旗を翻した動きに対応した処置だとみられ、李元諒一族の移住はこの処置に関係する可能性もあろう。

(17) 例えば『後漢書』西羌列伝「二八六九~二八九九頁」によれば、当地(当時は金城郡)で後漢と西羌が戦っている。

(18) 赤嶺碑の建碑の時期については、福島「二〇一六二二七頁、注(26)」参照。なお、盟約文の内容は、『冊府元龜』卷九七九、外臣部、和親二「一一三三四頁」に掲載される。

- (19) 『旧唐書』卷七六、太宗諸子伝、信安郡王禕の条「二六五二頁」・『冊府元龜』卷二九一、宗室部三〇、立功第二「三二九〇頁」・『冊府元龜』卷三六九、將帥部三〇、攻取二「四一七六頁」。「先是、石堡城爲吐蕃所據、侵擾河右、敕禕與河西・隴右議取之」。
- (20) これらの反乱の経緯については大澤「一九七三」に詳しい。
- (21) 『旧唐書』卷十一、德宗本紀上「三四〇～三四二頁」・『資治通鑑』卷三三〇、德宗興元元年（七八四）「七四一九頁」。
- (22) 『旧唐書』卷二〇〇下、朱泚伝「五三九〇頁」・『新唐書』卷七、德宗本紀「一九一頁」・『資治通鑑』卷三三一、德宗興元元年（七八四）「七四三三～七四三六頁」。なお、『旧唐書』卷十二、德宗本紀上「三四二～三四三頁」は「五月戊辰」とするが、平岡「一九五四」・二〇六頁によれば、興元元年の五月に戊辰は存在しない。
- (23) 長安奪還の五月戊戌（二八日）は夏至の三日後にあたり「平岡一九五四・二〇六頁」、この報告は一年のうちで最も暑い時期に行われたことが分かり、「李準墓誌」の記録と合致している。
- (24) 『通典』卷一七五、州郡五、漢中郡「四五七六頁」の原注によれば、西京（長安）から漢中郡（梁州）への距離は、駱谷路だと六五二里、斜谷路だと九三三里、駅路だと一一二三里である。李準がいずれのルートを使用したのかを知る事はできないが、急ぎ伝達する様子からすれば、最短距離である駱谷路を使用したと推測できよう。唐代の規定では緊急を要する駅制では一日に六駅を進むことになっており『資治通鑑』卷二〇三、垂拱二年（六八六）三月、胡三省注「六四三八頁」、また駅間の距離は基本的に三〇里（約十五km）である『天聖令』厩牧令、不行唐令三二条上
- 一一二・下三〇三頁」。駱谷路が険しい山道であり、駅路でないことなどを考慮すべきであるが、この駅制を単純に駱谷路に当てはめれば三六日で西安から梁州に到達する計算になる。本文で後述した于公異は長安出發後の四あるいは五日後に梁州の德宗に戦勝報告し、德宗が派遣した班宏も梁州から長安へは四日で到達しているようである。これらから「李準墓誌」（16行目）の「晝夜兼程、累日之間」は、四日以内のことであるとみられる。
- (25) 『資治通鑑』卷三三一、德宗興元元年（七八四）「七四三六頁」。なお、于公異「西平王李晟取西京露布」は『文苑英華』卷六四八、露布二「三三三六～三三三八頁」に収録されている。
- (26) 『旧唐書』卷十二、德宗本紀上「三四三頁」・『資治通鑑』卷二三一、德宗興元元年（七八四）「七四三八頁」。
- (27) 李懷光は『旧唐書』卷一一一、李懷光伝「三四九一～三四九五頁」・『新唐書』卷二四上、叛臣上、李懷光伝「六三七四～六三七九頁」に立伝される。
- (28) 『旧唐書』卷十二、德宗本紀上、貞元元年の条「三五一頁」。
- (29) 平涼の（偽）盟の経緯については、佐藤「一九五八・六三八～六五一頁」に詳しい。
- (30) 『新唐書』卷二一六下、吐蕃伝下「六〇九四頁」には涇・靈等四州を、『新唐書』卷一三九、李泌伝「四六三四～四六三五頁」・『資治通鑑』卷二二二、唐紀、德宗興元元年（七八四）「七四四二頁」には安西・北庭を割讓する約束をしていたことが記されている。内容が一致していない。なお、佐藤「一九五八・六四二頁」は、安西・北庭の割讓が約束されていたと見ている。

- (31) 『旧唐書』卷一九六下、吐蕃伝下「五二四九～五二五一頁」。
- (32) 『旧唐書』卷二四四、李元諒伝「三九一七～三九一八頁」、『新唐書』卷一五六、李元諒伝「四九〇二頁」、『冊府元龜』卷三九〇、将帥部五一、警備「四四〇九頁」。
- (33) 『旧唐書』卷一九六下、吐蕃伝下、「五二五二頁」。菅沼「二〇一三・三二五～三二九頁」。
- (34) 『太平広記』卷一〇〇、釈証二、屈突仲任(所引『紀聞』)「六六七～六六九頁」には、放蕩によって資産を失って没落した屈突仲任について描かれている。『太平広記』は説話集であり、現存する史料から仲任を屈突氏の系譜上に位置付けることはできないが、この屈突仲任の話は、隋末唐初に榮華を誇った屈突氏が没落した様子を象徴的に記録したものと考えることができるかもしれない。
- (35) 『元和姓纂』卷六、史「二八三～二八四頁」に、河南には阿史那から改姓した史姓(史大秦・蘇尼失・阿史那忠など)がいるとされる。
- (36) 『旧唐書』卷一九四上、突厥伝上「五一六四頁」・『新唐書』卷二二五上、突厥伝上「六〇四〇頁」・『冊府元龜』卷九六四、外臣部九、封冊二「一一一六九頁」・『通典』卷一九七、边防十三、突厥伝上「五四一六頁」など。
- (37) 『冊府元龜』卷九八六、外臣部三一、征討五・一一四一六頁。なお、『新唐書』卷二二五下、突厥伝下「六〇五二頁」では、阿史那毗伽特勤を右賢王とするが、これは左賢王の誤りだと見られている[石見一九九二・二二六～二七八頁]。
- (38) 「阿史那忠墓誌」(上元二年(六七五)作成、氣賀澤二〇一七・No.一九九〇)より算出。
- (39) 「阿史那毗伽特勤墓誌」(開元十二年(七二四)作成、氣賀澤二〇一七・No.四七六五)。「阿史那毗伽特勤墓誌」については石見「二九九二」参照。
- (40) 李元諒が率い、阿史那叙が継承した軍について『新唐書』卷一六五、高郢伝「五〇七三頁」は「明年(元和元年(八〇六))、(高郢)為華州刺史、政尚仁靜。初、駱元光自華引軍戍良原、元光卒、軍入神策、而州仍歲餉其糧、民困輸入、累刺史憚不敢白、郢奏罷之」とあって、神策軍に編入されたとみられる。良原は右神策軍の外鎮があった場所で、『資治通鑑』卷二二七、憲宗元和二年(七〇八)四月甲子胡注、七六三九頁)、首都長安防衛のための重要地点であった。李元諒の義父は宦官の駱奉先であり、当時の神策軍は宦官勢力が指揮していたことからすれば、この編入はごく自然なことである。
- (41) 八世紀の宦官とソグド人の関係については、中田「二〇〇七」に詳しい。

【関連地図】 福島 [2016 : p.213] を改変。

